

## 陸前高田市チャレンジショップ出店者募集要項【飲食店区画】

### 1 目的

陸前高田市中心市街地のにぎわい創出及び将来、中心市街地等において新規出店を目指す方を対象に、店舗を貸し出し、出店者が実践の中で店舗経営のノウハウを取得し、独立開業ができるよう支援することにより、産業の振興及び雇用の創出を図ることを目的としています。

### 2 施設の概要

#### 飲食店区画

|             |                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 在 地       | 陸前高田市高田町字荒町 1 0 4 番地 7                                                                         |
| 入居可能日及び募集区画 | 1 区画<br>A-2 即入居可能                                                                              |
| 募 集 業 種     | 飲食サービス業 ※詳細別紙                                                                                  |
| 面 積         | 1 6 . 5 6 m <sup>2</sup> (約 5 坪)                                                               |
| 構 造         | 木造平屋建て                                                                                         |
| 設 備         | 室内照明、電気コンセント、給排水設備（グリストラップ含む） ※トイレは共用となります。<br>現在店舗内に冷蔵庫及び業務用製氷機が設置されており、使用可能です。使用しない場合は撤去します。 |

### 3 出店期間

出店者の希望する任意の期間（1 か月単位）とし、最大 3 年間です。ただし、1 回に限り期間の延長も可能です。

### 4 営業時間・定休日

基本：午前 9 時から午後 9 時（施設は 2 4 時間利用可能）

原則上記時間内で、3 時間以上かつ、週に 4 日以上が営業が条件になります。ただし、高校生のキャリア教育等の利用はこの限りではありません。

定休日に関しては自由です。

営業時間及び定休日はあらかじめ届出が必要です。

### 5 応募資格

応募対象者は、以下の条件を全て満たした者（団体、法人を含む。）とします。

- (1) 陸前高田市中心市街地で独立開業を目指す意欲のある個人又は法人・団体であること。(仮設店舗または市外において事業を行っていた方、市内において起業をして3年以内の方を含みます。)
- (2) 申請時点で国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (3) 事業運営に必要な許認可等を取得している又は開業までに取得予定であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等がその事業活動を支配する者並びに暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するおそれがある者でないこと。(団体、法人の場合は、その役員が該当する者でないこと。)
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てをされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に定める特定連鎖化事業に加盟して行う出店（いわゆる「フランチャイズ事業」）ではないこと

## 6 出店に当たっての条件

出店に当たっては、次の条件を遵守してください。

- (1) 店舗を著しく汚損するおそれがないこと。  
※著しい汚損が見られた場合は、現状に復元を求める場合があります。
- (2) 火器、煙、特殊な臭いがするなど、危険物を扱わないこと。
- (3) 隣接する店舗及び近隣居住者の安寧を妨げる著しい騒音を発生させるおそれがないこと。
- (4) 公序良俗に反しないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定による風俗営業ではないこと。
- (6) 保健所が許可しない場所で調理した食品や、食品に直接触れることができる食品の取り扱いを行わないこと。
- (7) 政治性又は宗教性のある事業でないこと。

- (8) 特定の主義または主張を行う事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- (9) 事務所又は無人販売等の利用でないこと。
- (10) 経営状況が分かる書類を、各事業年度終了後 1 月以内に市長及び指定監理者に提出すること。
- (11) その他、出店に当たって市長又は指定管理者が定める条件を遵守すること。

## 7 費用

次の費用は全て使用者の負担となります。

- (1) 使用料（月額 14,100 円／1 区画）

※減免規定に該当する場合

| 減免の期間  | 減免の率  |
|--------|-------|
| 1～2 年目 | 5 割減免 |
| 3 年目   | 3 割減免 |
| 4 年目以降 | 減免なし  |

- (2) 光熱費及び上下水道使用料
  - (3) 内装費
  - (4) 商品陳列ケースや棚などの備品購入及び陳列什器・備品の持ち込みに掛かる費用
  - (5) 搬入、搬出及び店舗内で掛かる費用
  - (6) 出店者が共同実施するイベント及び広告宣伝に掛かる費用
  - (7) ガス、電話、クレジットカード、レジスターなど個店に掛かる費用
  - (8) 給排水設備及びグリストラップなど専用施設の設置費用、維持管理費及び衛生管理に関する検査費用等
  - (9) 撤去費用（退去時）
  - (10) 出店に必要な許認可の申請等に必要な費用
  - (11) その他事業を行う上で必要な費用
- ※敷金、保証金は徴収しません。

## 8 応募方法

- (1) 応募期間  
令和 7 年 11 月 25 日（火）～令和 7 年 12 月 22 日（月）
- (2) 提出先  
陸前高田商工会  
（月曜～金曜 午前 9 時から午後 5 時／土日、祝日を除く）
- (3) 提出方法

原則持参

(4) 提出書類（各 1 部）

ア 陸前高田市チャレンジショップ使用許可申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書

- ・ 事業計画概要書（参考様式）
- ・ 収支予算書（参考様式）

※ 事業計画概要書及び収支予算書は、内容が網羅されている場合は任意の様式により作成したもので構いません。

ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第 2 号）

エ 登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合）

オ 都道府県税及び市区町村税の滞納がない証明書

※提出された応募書類及び添付書類等は返却できません。

(5) 下記の日程で現地確認を行いますので、希望される方は令和 7 年 1 2 月 5 日（金）までに、「11 問合せ先」に連絡してください。

令和 7 年 1 2 月 9 日（火） 午前 9 時～午後 4 時

※ 上記時間の中で、現地確認の時間を調整します。

## 9 選考方法

(1) 募集期間終了後、入居者の選定を行います。なお、原則書面審査といたしますが、応募者による概要説明等を行っていただく場合があります。

(2) 選定に当たっては、上記「5 応募資格」及び「6 出店に当たっての条件」の形式審査に加え、下記の評価項目により審査を行います。

ア 事業計画の実現に必要な資格、能力が十分に備わっていること。

イ 資金計画及び収支計画が堅実で、事業の継続性及び将来の独立開業が見込まれること。

ウ 地域貢献の意欲が十分であり、広く市民の利便性向上や雇用の拡大等が図られること。

エ 主体的に経営の効率化や合理化に取り組む意欲があること。

(3) 採否の結果を陸前高田商工会より申請者に郵送にて連絡いたします。

(4) 審査結果に関する個別のお問合せには応じられません。

(5) 出店許可された方が辞退した場合、補欠者がいるときは優先順位に基づき出店者を追加決定する場合があります。

## 10 その他

(1) 出店者に必要となる許認可等の手続きについては、各出店者において行ってください。

- (2) 出店に関しての盗難や事故などについては、全て出店者の責任となります。
- (3) 火災・停電その他の自然災害等により生じた損害に関して、市及び指定管理者は一切の責任を負いません。
- (4) 出店許可の転貸、賃借権または営業権など一切の権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供することはできません。
- (5) 陸前高田商工会が施設の指定管理者となっています。施設入居に際しては、入居に当たり必要な手続き等は指定管理者の指示に従ってください。
- (6) 募集要項に記載のない事項については、陸前高田市及び指定管理者が定めるものとします。

## 1 1 問合せ先

陸前高田商工会

〒029-2205

陸前高田市高田町字荒町104番地6

TEL：0192-55-3300

FAX：0192-54-4714

(月曜～金曜 午前9時～午後5時／土日、祝日を除く)

E-mail：takata@shokokai.com